

# ぱんだ通信

辻守司法書士事務所から  
お知らせや知って得する  
法律情報をお伝えします！



From 辻守(つしまもる)司法書士事務所

2014年夏号 Vol.7



## 辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

### ■ニュースレター 第7号です。次は、2018年のロシア大会です。

ようやく梅雨もあけましたね。そして、サッカーの2014FIFAワールドカップブラジル大会もあっさりと終わってしまいました。私は、4年に1度だけ、まるで日本代表の全てを知っているかのようにワールドカップを観戦するのですが、今回の日本代表の試合については、悔しい思いだけが募りました。



また、私は日本以外では、「ブラジル代表」を熱烈に応援しており、大好きなスーパースター・ネイマール選手が怪我で途中から出場できなくなった時点で私のワールドカップは完全に終わりました。いつの日か、ワールドカップの決勝で「日本」対「ブラジル」の試合が実現されることを本気で夢見ております。



## 教えて！辻先生！ テーマ：「海外在住者の遺産分割協議」

Q&A

**Q.** 4年前に亡くなった夫の名義のままの不動産を売却するにあたり、不動産会社から売却前に遺産分割協議をしてほしいと言われました。私には、長男ケイスケと二男シンジの息子2人がいるのですが、2人ともそれぞれイタリアとイギリスに住んでおり日本に住民票がありません。どうしたらよいのでしょうか？

**A.** 遺産分割協議書には、相続人全員の署名押印が必要になります。その際の押印は、「実印」となり「印鑑証明書」を添付することになります。ところが、今回の場合、長男ケイスケさんと二男シンジさんは、日本に住民票がないため、印鑑証明書を添付することができません。この場合、在留している国の領事館に行き、在留証明とサイン証明の手続をします。「サイン証明書」は日本国内における「印鑑証明書」の代替証明書として利用します。



## 今年もアピタで相続無料相談会を開催します！

平成26年9月27日（土）と28日（日）の2日間アピタ長久手店にて相続無料相談会を開催いたします。

「予約制」となっておりますのでお電話にてご予約ください。

尚、当日アピタに来所されての受付も可能ですが、予約の方が優先になりますので、ご希望の時間に相談できなかつたり、十分な相談時間が確保できない場合がありますので、ご了承ください。



## ちょっと、ひとこと



蝉の音が響き渡る毎日ですが皆様いかがお過ごしでしょうか？

先日子供の部活の大会へ出かけてきました。

春から土日もお弁当持ちで毎日毎日休みなく学校へ練習に通ったかいがあり、県大会への出場が決まりました。発表の瞬間「キャー！！」と子供達の歓喜の音が。努力が実った瞬間でした。子供たちからパワーを貰った1日でした。（担当：藤平）

## 辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A  
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198  
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル

0120-783-340

受付時間  
9:00~18:00



当事務所の法律相談は初回無料です！